

第1回 千早小学校・千早西小学校 通学区域協議会

日時：令和6年1月22日（月）16：00～

会場：千早公民館 講堂

— 会 議 次 第 —

- 1 教育委員会挨拶
- 2 協議会委員の紹介
- 3 議題
 - (1) 協議会会則（案）及び傍聴要領（案）について －資料1、2
 - (2) 委員長、副委員長の選出について
 - (3) 千早小学校及び千早西小学校の現状・児童数・推計 －資料3（P1）
 - (4) 学校規模適正化に関する実施方針と取り組み手法 －資料3（P2）
 - (5) 資料等の周知について －資料3（P3）
- 4 連絡事項
 - (1) 次回開催日程、会場
日時：令和6年2月中旬
会場：千早公民館 講堂（予定）
 - (2) 議事（予定）
千早小学校・千早西小学校における具体的な取り組み手法の検討

千早小学校・千早西小学校通学区域協議会会則（案）

別表 協議会組織

組織	氏名	役職
千早校区自治協議会	村上 肇	会長
	永嶋 洋政	副会長
	梅田 隆生	
	日野 八千代	
	高倉 治雄	
	近藤 隆太郎	
千早西校区自治協議会	太田 紘一	会長
	園田 秀司	副会長
	原田 紘二	
千早小学校PTA	八島 明子	会長
	藤崎 和子	副会長
	能登原 由紀子	副会長
	大嶋 葉子	副会長
	齊藤 健治	副会長
	由村 良恵	
千早西小学校PTA	山田 勝功	会長
	池田 亜紀	副会長
	吉浦 未貴	副会長
千早公民館	稲吉 豊秋	館長
千早西公民館	塩見 昭彦	主事
千早小学校	西村 綾子	校長
千早西小学校	山口 猛虎	校長
福岡市教育委員会通学区域課	横山 昇	課長

（目的）

第1条 この会則は、千早小学校及び千早西小学校において、適正な教育環境を確保することを目的とした協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この会の名称は、千早小学校・千早西小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（所管事項）

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 千早小学校及び千早西小学校において、適正な教育環境を確保するための通学区域の変更等に関する事。
- (2) (1) についての意見集約に関する事。

（協議会の構成）

第4条 協議会は別表のとおり組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

（役員）

第5条 協議会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は教育委員会教育環境部通学区域課に置く。

（解散）

第8条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

（雑則）

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この会則は、令和6年1月 日 から施行する。

千早小学校・千早西小学校通学区域協議会 傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、千早小学校・千早西小学校通学区域協議会会則（以下「会則」という。）第6条第2項の規定に基づき、千早小学校・千早西小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴の手続き）

第2条 協議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

（定員）

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

（入場の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入場することができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- （3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2）会議場において発言しないこと。
- （3）みだりに席を離れないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （6）たすき等を着用し、またはブラカードを掲げる等示威的行為をしないこと。
- （7）他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- （8）会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- （9）前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴人への指示）

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は令和6年1月●日から施行する。

様式

年 月 日
千早小学校・千早西小学校通学区域協議会
整理番号票
NO. _____
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、 係員の求めに応じて提示してください。

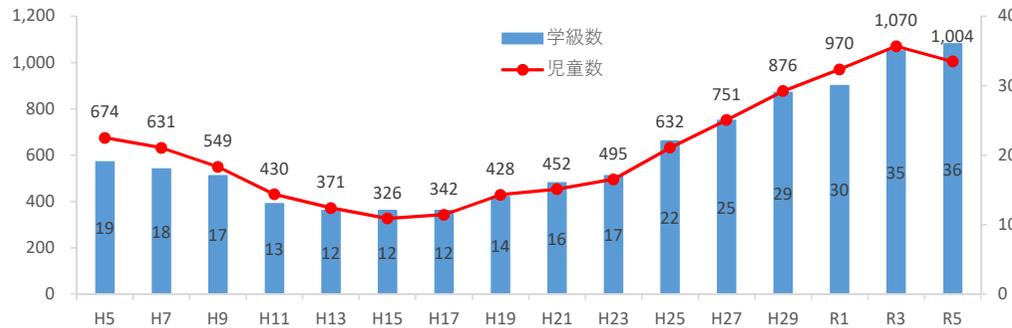
1 はじめに

- 千早小学校は校区内の人口増加に伴い、児童数も年々増加しています。令和2年度から31学級以上の過大規模校となっており、令和9年度以降は40学級以上の状態が継続する見込みです。
- 隣接する校区の千早西小学校は、児童数が減少傾向にあり、将来的には1学級となる学年も発生し、クラス替えができなくなる小規模校となる可能性があります。
- 千早小学校の過大規模校と千早西小学校の将来的な小規模校の課題を解消するための取り組み手法について、千早校区・千早西校区の保護者や地域の方々と話し合いを行ってまいります。

2 児童数・学級数の推移

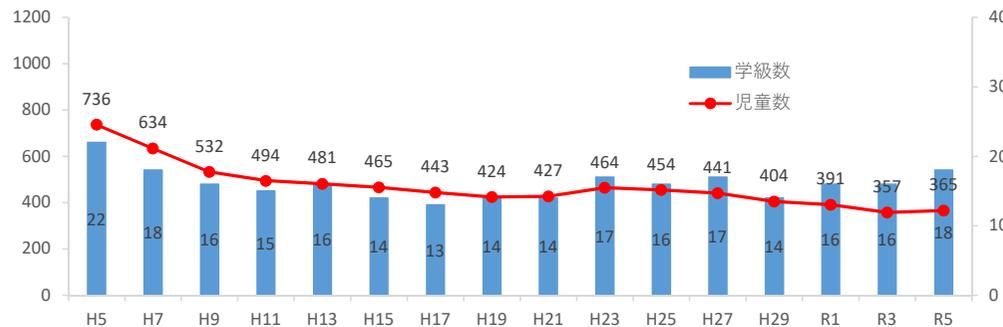
【千早小学校】

平成17年度から児童数が増加に転じ、令和2年度には31学級の過大規模校になり、令和3年度以降は1,000人を超えて推移しています。



【千早西小学校】

平成5年度には700人を超える児童が通っていましたが、児童数は減少傾向で、近年は350～400人程度で推移しています。



3 児童数・学級数の現状（令和5年5月1日現在）

【千早小学校】

保有教室数：35教室 校地面積：15,438㎡ 運動場面積：6,200㎡

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計
児童数	142	149	194	154	160	180	25	1,004
学級数	5	5	6	5	5	6	4	36

【千早西小学校】

保有教室数：30教室 校地面積：17,187㎡ 運動場面積：7,300㎡

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計
児童数	64	42	58	52	47	61	41	365
学級数	2	2	2	2	2	2	6	18

4 児童数・学級数 推計（基準日：令和5年5月1日）

【千早小学校】

児童数は増加傾向にあり、過大規模校の状態が継続する見通しです。令和7年度には39学級となり教室が不足する見込みです。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童数	1,004	975	1,111	1,111	1,094	1,099	1,113
学級数	36	36	39	39	40	40	41
通常学級	32	31	34	34	34	34	35
特別支援学級	4	5	5	5	6	6	6

【千早西小学校】

児童数は減少傾向が続く見通しです。将来的に通常学級が11学級になると、1学級となる学年も発生し、クラス替えができなくなる小規模校となる可能性があります。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童数	365	378	375	365	353	341	319
学級数	18	17	18	18	18	18	18
通常学級	12	12	12	12	12	12	12
特別支援学級	6	5	6	6	6	6	6

5 学校規模適正化に関する実施方針・取り組み手法

- 教育委員会では、子どもたちにより良い教育環境を提供するために、適正な学校規模の考え方や、小規模校や大規模校の教育課題を解決するための取り組み方などをまとめた「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」を策定しています。

大規模校の教育活動の特徴

学級数が多い大規模校では、子どもの数も多く活気がありますが、集団で行う学校教育であっても、集団が大きくなりすぎると、授業の制約を受けるなど様々な「課題」が生じます。

- ・授業で理科室などの特別教室の利用調整が難しく、授業内容が制限される場合があります。
- ・子どもが多く集まる休み時間や体育の授業などで使用する運動場や体育館の利用が制限される場合があります。
- ・学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合があります。

小規模校の教育活動の特徴

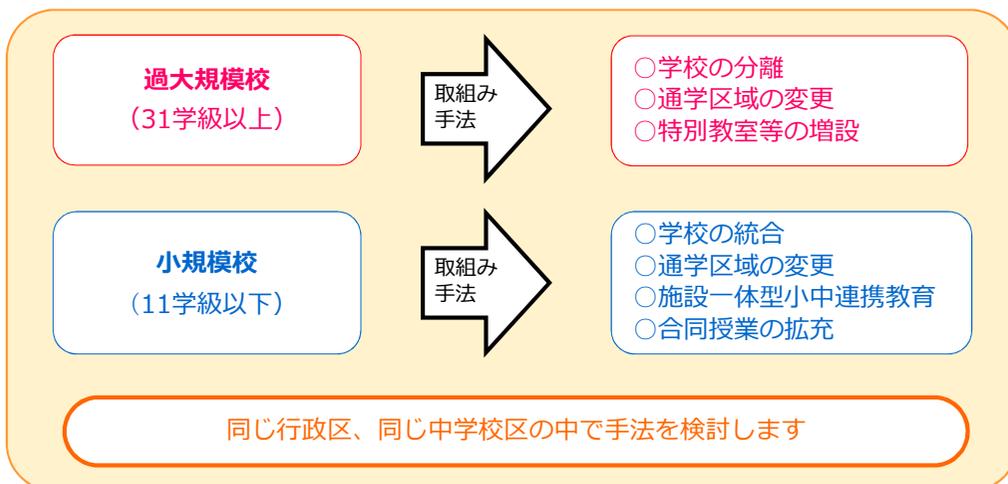
子どもの数や学級数が少ない学校では、家庭的な雰囲気の中で学習ができ、一人ひとりに目が届き、きめ細やかな指導ができるという良さがありますが、学習指導や社会性の育成の面で様々な「課題」が生じます。

- ・クラス替えができず、お互いの評価やイメージが固定化しやすくなります。
- ・友だちの多様な考えに触れ、自分の考えを深めていくことが難しくなります。
- ・自分の思いを人に伝える、人との人間関係をつくるなどのコミュニケーション能力が育ちにくかったりします。

- 適正な学校規模の考え方（小学校）

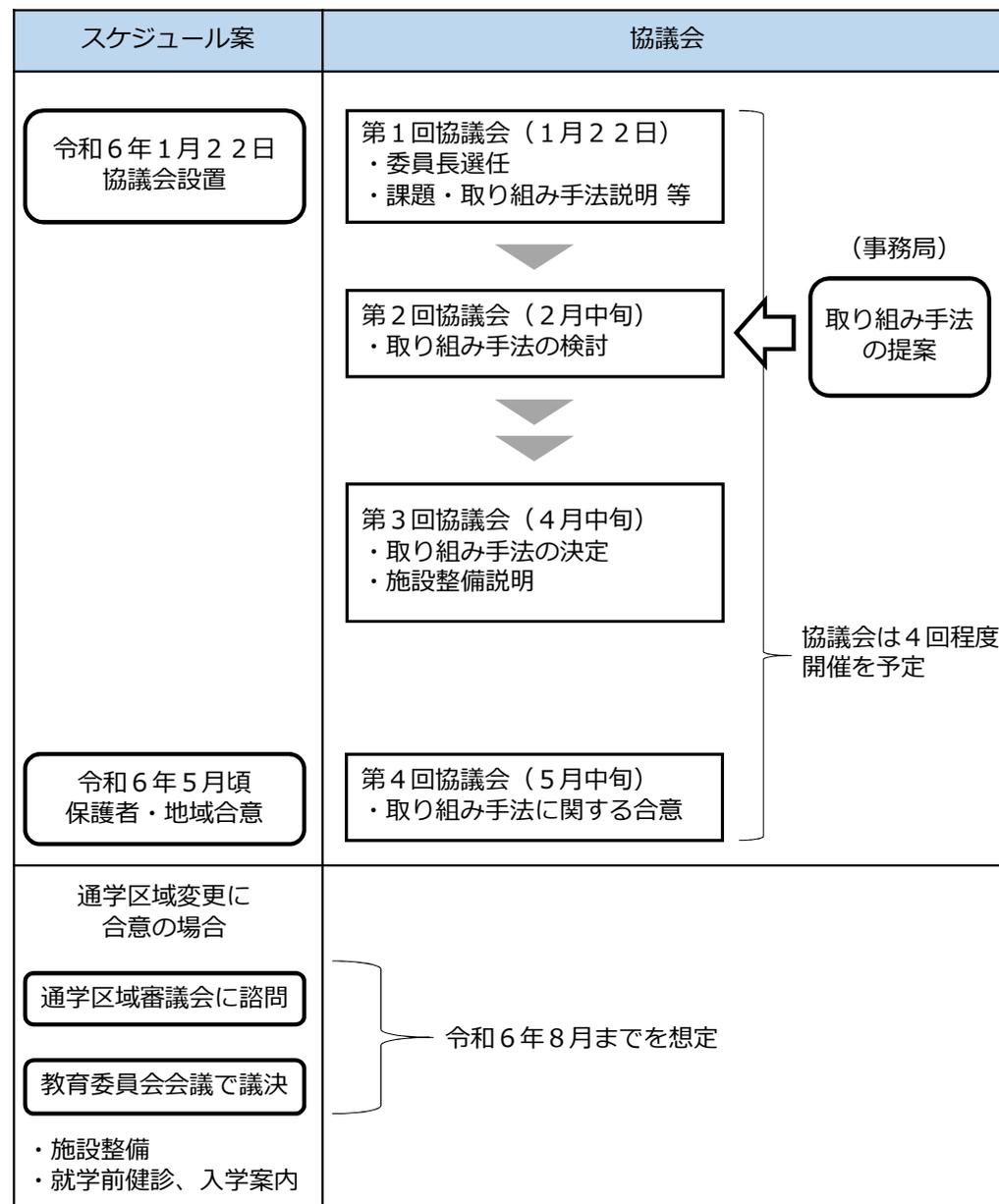
学級数	～ 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	～
学校規模	小規模	適正な規模													適正に準ずる範囲				過大規模			

- 実施方針では、小規模校・大規模校の課題を解消するために、保護者や地域のみならずとの十分な話し合いのもと、地域の実情に応じて以下の取り組みを検討することとしています。



6 取り組み手法の検討

- 千早小学校の過大規模校と千早西小学校の将来的な小規模校の課題を解消するための取り組み手法を検討します。
- 本協議会において、「子どもたちにとって望ましい教育環境は何か」という視点で、協議を行います。
- 仮に、通学区域を変更することについて協議会で合意となった場合には、通学区域審議会に諮問し、答申を受け、教育委員会会議で議決が得られれば、通学区域を変更します。



7 資料等の周知について

○協議会の公開について

- (1) 協議会の会議については、原則公開とする。
- (2) 会議の傍聴要領を資料2のとおり規定し、傍聴席の確保に努める。

○協議会ホームページ開設

教育委員会のホームページに協議会開催状況に関するページを開設し、開催日程や会議資料について掲示を行い、広くお知らせする。

○資料等の周知について

- (1) 会議の開催内容や結果の概要について、「協議会ニュース（仮称）」を作成し、保護者及び地域等へ広くお知らせすることで、理解を得られるよう努める。
- (2) お知らせの方法及び範囲については、関係各位のご協力をいただきながら、以下の内容を検討する。
 - ① 保護者及び地域の方々へ
 - ・公民館だよりにあわせ「協議会ニュース（仮称）」を配布
 - ・町内会等の回覧板等により「協議会ニュース（仮称）」を回覧 など
 - ② 公共施設などへ
 - ・学校、公民館などの公共施設に加え、駅、大型商業施設などで了解が得られた施設に「協議会ニュース（仮称）」を掲示
 - ③ 近隣の幼稚園・保育園へ
 - ・各園に働きかけ、了解が得られた園に「協議会ニュース（仮称）」を掲示

<千早小学校・千早西小学校と周辺の小中学校>

